

ハローワークもりおか



懇切
公正
迅速

令和7年11月 No.626

岩手県最低賃金が改正されます！
令和7年12月1日から 時間額 1,031円

【対象となる労働者】

使用者は、雇用するすべての労働者（パート・タイマー、臨時、アルバイト等を含む。）に最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

【最低賃金未満の労働契約は無効】

仮に最低賃金額より低い賃金を労働者と使用者双方の合意の上で定めたとしても、それは最低賃金法によって無効とされ、使用者は労働者に最低賃金額との差額を支払わなければなりません。

岩手県最低賃金額以上の賃金を支払わない場合には、最低賃金法により50万円以下の罰金が科せられます。

【対象となる賃金】

最低賃金の対象となるのは、通常の労働時間・労働日に対して支払われる基本的な賃金です。精勤手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外勤務・休日出勤・深夜勤務手当等は含まれません。



【お問合せ先】 岩手労働局 労働基準部 賃金室 TEL 019-604-3008

もくじ

- 岩手県最低賃金が改正されます！ 令和7年12月1日から時間額1,031円 1
- 派遣労働者の最低賃金／最低賃金の確認の方法 2
- 中小企業事業者の皆さんを応援する業務改善助成金とは？ 3
- 11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です！ 4
- 最近の求人求職のうごき 4

派遣労働者の最低賃金

派遣元の事業場の所在地にかかわらず、
派遣先の最低賃金が保障されます！

派遣先の事業場が別の都道府県にある例



派遣先の事業場に特定最低賃金が適用されている例

最低賃金の確認の方法

確認したい賃金を時間額にして、
最低賃金額(時間額)と比較しよう！

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

A 時間給の方

$$\text{時間給} \text{ 円} \geq \text{最低賃金額 (時間額)} \text{ 円}$$

B 日給の方

$$\text{日給} \text{ 円} \div \text{1日の平均所定労働時間} \text{ 時間} = \text{時間給} \text{ 円} \geq \text{最低賃金額 (時間額)} \text{ 円}$$

C 月給の方

$$\text{月給} \text{ 円} \div \text{1か月の平均所定労働時間} \text{ 時間} = \text{時間給} \text{ 円} \geq \text{最低賃金額 (時間額)} \text{ 円}$$

D 上記 A、B、C が組み合わさっている方

例えば、基本給が日給で各手当(職務手当など)が月給の場合

- ① 基本給(日給) → B の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給) → C の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 \geq 最低賃金額(時間額)

使用者のみなさまへ 使用者は、最低賃金額などを作業場の見えやすい場所に周知する必要があります。

事例1 ●●県で働くAさんの場合(月給のみの場合)

① Aさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないため、
208,000円-8,000円=200,000円

この金額を時間額に換算し、最低賃金額と比較すると、

② $200,000\text{円} \div 1\text{か月の平均所定労働時間(160時間)} = 1,250\text{円} > 1,100\text{円}$
であり、最低賃金額以上となっています。

基本給(月給)	175,000円
職務手当(月給)	25,000円
通勤手当(月給)	8,000円
合計	208,000円
1か月の平均所定労働時間	160時間
●●県 最低賃金額	1,100円

事例2 ▲▲県で働くBさんの場合(日給と月給の組み合わせの場合)

① 基本給(日給)を時間額に換算すると、
 $6,000\text{円} \div 1\text{日の所定労働時間(8時間)} = 750\text{円}$

② Bさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないため、職務手当(月給)を時間額に換算すると、
 $24,000\text{円} \div 1\text{か月の平均所定労働時間(160時間)} = 150\text{円}$

③ 上記①と②を合計すると、
 $750\text{円} + 150\text{円} = 900\text{円} < 1,100\text{円}$ であり、最低賃金額未満となっています。

基本給(日給)	120,000円 (=6,000円×20日)
職務手当(月給)	24,000円
通勤手当(月給)	8,000円
合計	152,000円
1日の所定労働時間	8時間
1か月の平均所定労働時間	160時間
▲▲県 最低賃金額	1,100円

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)③所定労働時間を超える時間の労働に對して支払われる賃金(時間外割増賃金など)④所定労働日以外の日の労働に對して支払われる賃金(休日割増賃金など)⑤午後10時から午前5時までの間の労働に對して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)⑥精勤手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

中小企業事業者の皆さんを応援する 業務改善助成金とは？

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。



業務改善助成金

最大
600万円
を助成

詳しくは、こちら

業務改善助成金 検索



支給の要件

- 事業場内最低賃金の引上げ
- 引上げ後の賃金額の支払い
- 生産性向上に資する機器・設備などを導入
- 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない

設備投資等に
要した費用の
一部を助成

概要を動画で
チェック！



助成金 支給までの流れ



1

交付申請書・
事業実施計画などを、
事業場がある都道府県
労働局に提出



2

交付決定後、
提出した
計画に沿って
事業実施



3

実施結果
報告書・
支給申請書を
労働局に提出



4

支給
（手元に現金や
預金券が届く）

手続きを動画で
チェック！



助成の概要

~Topics~ 条件を満たした場合、賃金引上げ後の申請も可能です。
詳しくはウェブサイトをご確認ください。

業務改善助成金 検索

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額（※2）	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円 以上	1人	30万円(60万円)	事業場内最低賃金が 改定後の 地域別最低賃金未満	事業場内最低賃金 1,000円未満 4/5
		2~3人	50万円(90万円)		
		4~6人	70万円(100万円)		
		7人以上	100万円(120万円)		
		10人以上（※1）	120万円(130万円)		
45円コース	45円 以上	1人	45万円(80万円)		事業場内最低賃金 1,000円以上 3/4
		2~3人	70万円(110万円)		
		4~6人	100万円(140万円)		
		7人以上	150万円(160万円)		
		10人以上（※1）	180万円		
60円コース	60円 以上	1人	60万円(110万円)		事業場内最低賃金 1,000円以上 3/4
		2~3人	90万円(160万円)		
		4~6人	150万円(190万円)		
		7人以上	230万円		
		10人以上（※1）	300万円		
90円コース	90円 以上	1人	90万円(170万円)		
		2~3人	150万円(240万円)		
		4~6人	270万円(290万円)		
		7人以上	450万円		
		10人以上（※1）	600万円		

（※1）10人以上の上限額区分は、以下の①または②に該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金1,000円未満の事業場

②物価高騰等要件：原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3ヶ月間のうち任意の1月における利益率が3%ポイント以上低下している事業者

（※2）（ ）書きの助成上限額は、事業場規模30人未満の事業場の申請を行う事業者が対象です。

相談窓口

業務改善助成金コールセンターを開設しましたので、
お気軽にお問い合わせ下さい。

電話番号

0120-366-440

受付時間
平日9:00~17:00

専門家による無料相談を実施しています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援センター 検索



労働保険に入っていれば…

会社も安心。 働く人も安心。 働く人の家族も安心。
～11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です！～

「労働保険」とは、労災保険(労働者災害補償保険)と雇用保険の総称です。常勤、パート、アルバイト等の名称や雇用形態にかかわらず、労働者を1人でも雇っている事業は強制適用事業であり、成立手続を行う義務があります。

▶労働者とは？

労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、労働の対価としての賃金が支払われる者をいいます。

▶短時間労働者（パート・アルバイト等）について

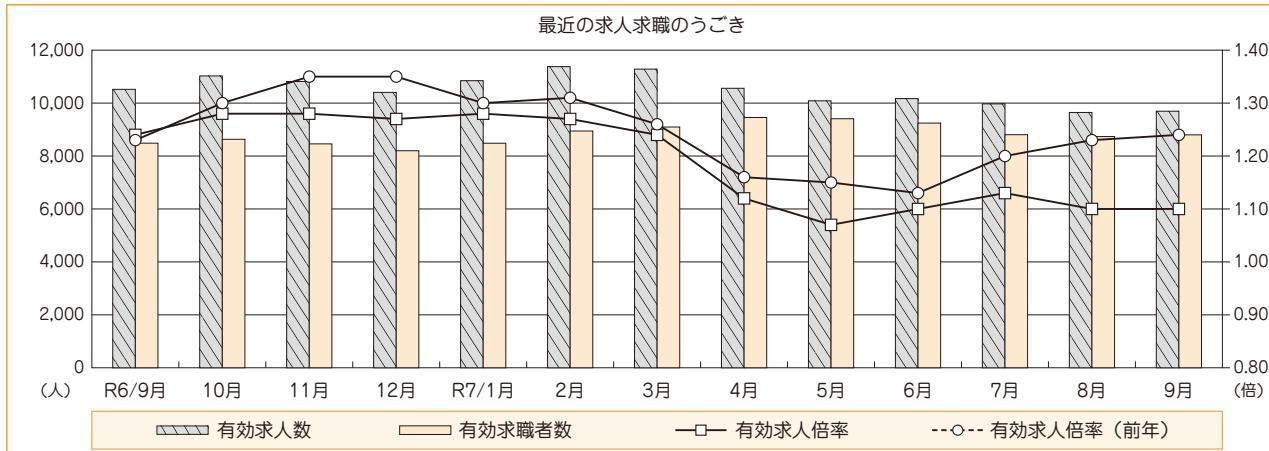
労災保険は、短時間労働者を含む全ての労働者が対象となります。雇用保険は、一定の条件を満たさない短時間労働者は対象とならないことがあります。

※法人の役員、同居の親族等は一定の場合を除き、労災保険・雇用保険の対象となりません。

【お問合わせ先】 岩手労働局 労働保険窓口室 TEL 019-604-3003
ハローワーク盛岡 雇用保険適用課 TEL 019-624-8906



最近の求人求職のうごき



	R6/9月	10月	11月	12月	R7/1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	前年同月比
新規求人数	3,768	4,128	3,652	3,439	4,360	4,151	3,823	4,017	3,384	3,739	3,615	3,036	3,593	▲4.6%
有効求人数	10,520	11,027	10,815	10,405	10,846	11,377	11,284	10,560	10,086	10,169	9,971	9,646	9,693	▲7.9%
新規求職者数	1,669	1,870	1,590	1,560	2,137	1,986	2,015	2,704	1,929	1,770	1,746	1,632	1,751	4.9%
有効求職者数	8,486	8,632	8,459	8,200	8,484	8,946	9,096	9,456	9,409	9,245	8,806	8,736	8,800	3.7%
新規求人倍率	2.26	2.21	2.30	2.20	2.04	2.09	1.90	1.49	1.75	2.11	2.07	1.86	2.05	-0.21p
有効求人倍率	1.24	1.28	1.28	1.27	1.28	1.27	1.24	1.12	1.07	1.10	1.13	1.10	1.10	-0.14p
有効求人倍率(前年)	1.23	1.30	1.35	1.35	1.30	1.31	1.26	1.16	1.15	1.13	1.20	1.23	1.24	-

ハローワーク盛岡菜園庁舎

〒202-0024 盛岡市菜園1丁目12-18 盛岡菜園センタービル

開庁時間 平日 10:00～18:30

職業相談コーナーのみ 土曜日開庁 10:00～17:00

盛岡新卒応援ハローワーク（1F）

わかもの支援コーナー（1F）

TEL 019-653-8609

職業相談コーナー（2F）

TEL 019-623-4800

マザーズコーナー（2F）

TEL 019-907-0203

35歳からの就職応援コーナー（2F）

（ミドルシニア専門窓口）

TEL 019-908-2060

職業訓練相談コーナー（2F）

TEL 019-606-2256

発行 盛岡公共職業安定所

〒020-0885 盛岡市紺屋町7番26号

TEL 019-624-8905

沼宮内出張所

〒028-4301 岩手郡岩手町大字沼宮内7-11-3

TEL 0195-62-2139

滝沢市地域職業相談室

〒020-0632 滝沢市牧野林1000-1

TEL 019-687-6911



岩手労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-rooudoukyoku/>

厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp>